

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域資源を発見・発信「オール鷹栖で産業・雇用再生計画」

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上川郡鷹栖町

3 地域再生計画の区域

北海道上川郡鷹栖町の全域

4 地域再生計画の目標

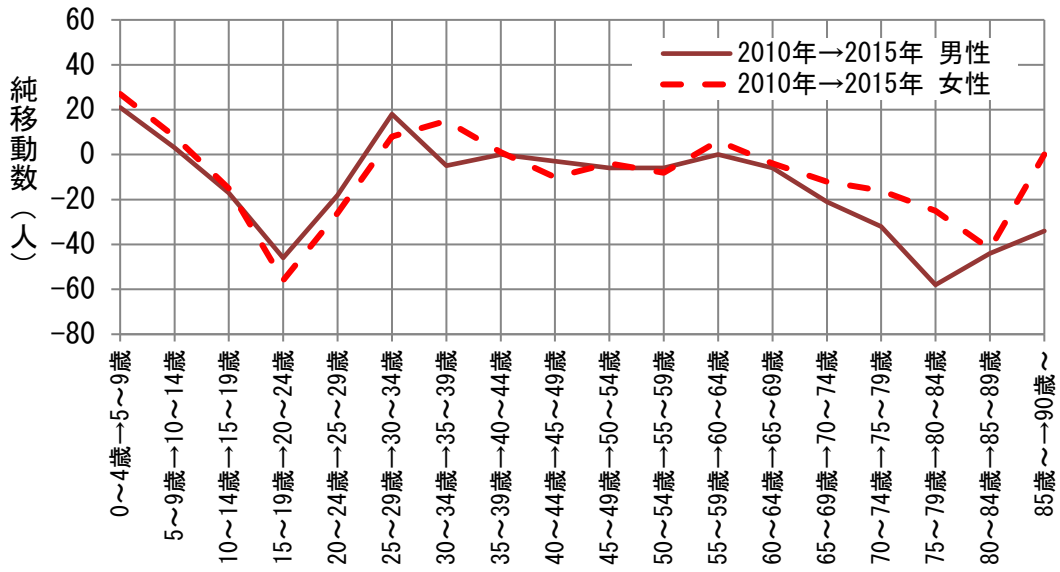
(人口及び地域性)

鷹栖町は人口約 7,200 人の小さな町であり、北海道第二の都市・旭川市に隣接。町内在住の就業者のうち 52%が町外へ通勤している状況にあり、うち 93%が旭川市への通勤者である。若者の転出超過も続いており、流出防止に向けた雇用創出の取組が必要である。

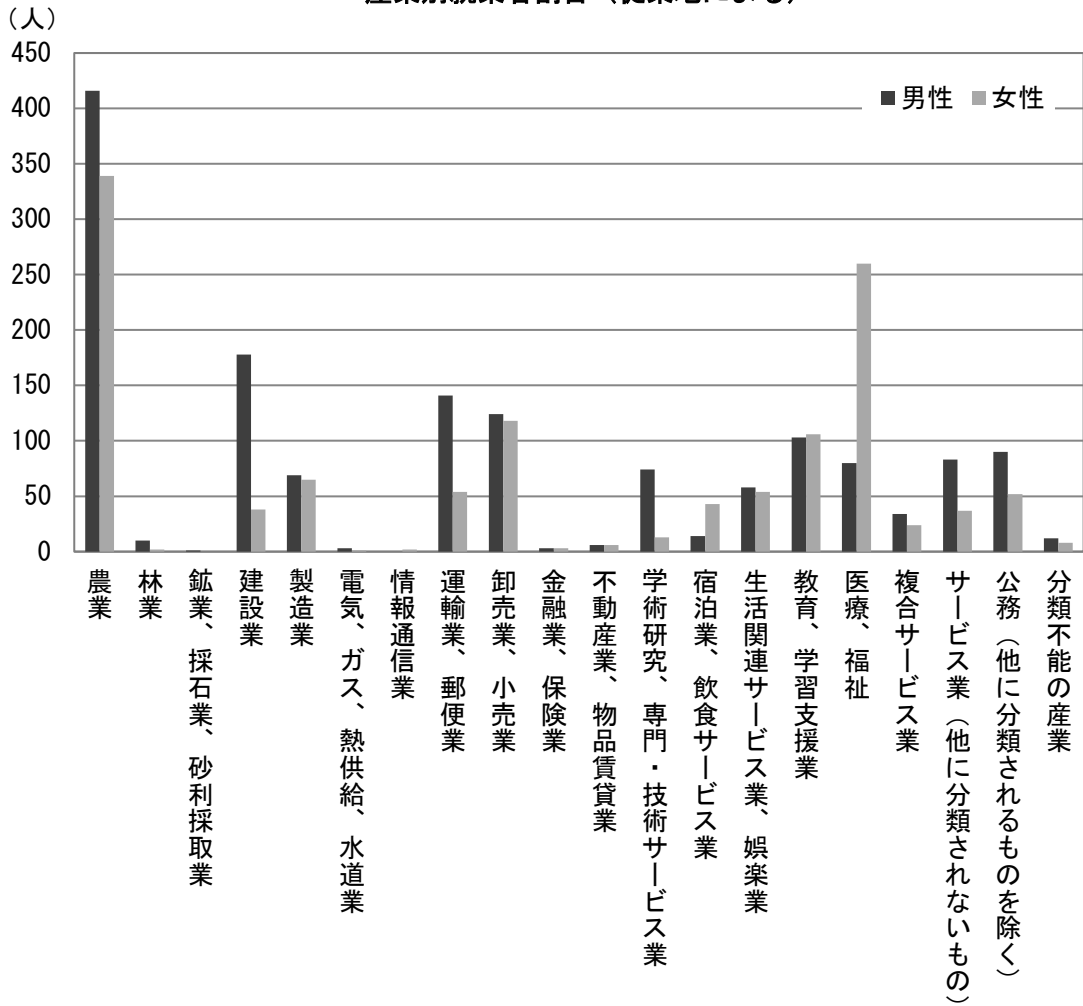
基幹産業は農業であり、産業別就業者数での割合も最も高い。生産物は“コメ”が中心であり、「鷹栖町産ななつぼし」の銘柄を平成 27 年度に生み出し、地域産業の核として売り出している。同年度、農業を将来へ受け継いでいくため、「鷹栖町農業ビジョン」を策定。時代のニーズに応じた農業施策の展開により、農業を守り続ける取組を推進している。

また、高齢化による担い手不足は農業のみならず、商工業でも顕著に表れている。豊かな地域資源があるにも関わらず、旭川市への依存傾向が高い商工業分野においては根本的な意欲の低さが懸念されており、商工業の発展がなされていない状況が続いている。

平成22（2010）年→27（2015）年の年齢階級別人口移動（鷹栖町）



産業別就業者割合（従業地による）



(課題)

農業者や商工業者などの高齢化等により、地域産業の振興がなされず、移住・定住・Uターンにとって重要な「しごと」が生み出されないことで、就学期での選択肢が乏しいことによる若者の流出、アクティブシニア世代等の移住停滞など、人の流れが生み出されていない。また、地域経済が旭川圏に依存している傾向にあり、町の豊富な農産物や加工品等の特産の販路・消費拡大への目が向いておらず、地域の商工業力が停滞し続けている課題がある。農業では会社経営的な法人化、多角化が進んでいない課題があげられる。

(目標)

製品の核である“コメ”を軸とし、オール鷹栖で地域産業の振興に取り組むことで、個々の事業者のみならず、町全体の農商工業の販路・消費拡大及び経営力、生産性を向上させ、雇用創出と町内経済の好循環化を図る。この実現により、移住・定住・Uターン者の「しごと」創出につなげ、人の流れを生み出すことによる地域の創生を目指す。

【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
鷹栖産米の出荷量	32,000kg	34,000kg	36,500kg
地域ブランド確立数	0 品目	0 品目	3 品目
新規参入企業数	1 社	2 社	3 社

5 地域再生計画の目標

5-1 全体の概要

移住者にとってのハードルである“住まい”のニーズに対応するとともに、町内での移り住み等の移住施策を一体的に事業展開するとともに、密接に関連する定住対策を並行して進めることにより、持続的な移住定住支援を実現し、新たな人の流れの創出による地域の活性化を実現させる。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

北海道上川郡鷹栖町

2 事業の名称及び内容

《オール鷹栖で産業・雇用創出事業》

製品の核である“コメ”を軸とし、地域資源の商品力・販路力強化に向け、事業者努力を町や農協、商工会等が一体となって後押しできる仕組みを構築

し、産業振興の包括的な拠点作りを目指す。消費者ニーズの把握、販路・消費拡大に向けたノウハウ、連携による新たな産品開発など、オール鷹栖での事業推進により地域産業を振興する。また、これまで活用されてこなかった地域資源（空き家、農産物による食育、ヘルシー・グリーンツーリズム）を活用した新たな着地形観光資源の開発を推進する。これらの施策により、移住・定住・Uターン者の重要点である「しごと」の創出を実現させる。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

- ・町内での“雇用”に関して担い手、後継者等の不足という同様の課題を抱える産業の事業者等と行政が一体となり、オール鷹栖での雇用創出に向けた取り組みである。行政と個々の企業・事業者ではなく、まちの産業全体での雇用対策として協働により実施するものである。

【地域間連携】

- ・中核都市である旭川市を中心とした上川中部定住自立圏における広域連携により、雇用のマッチング支援や販路・消費拡大の取り組みを推進し、競争力強化や不足点を補いながら事業を展開していく。また、以前から交流がある三鷹市、松浦市との連携や首都圏施設への出展により、道外への販路・消費拡大の足がかりとし、地域による消費者ニーズを直接的に把握することで、今後の販売戦略、企画立案につなげていく。

【政策間連携】

- ・これまでは分野（農業、商工業、福祉）ごとの販路・消費拡大、雇用対策等を展開していたが、町全体の産業として施策を展開することにより、密接する農業と商工業の横断的連携、「しごと」の創出による移住者・Uターン者の確保につなげる。また、地域資源の発掘・発信により、既存資源においても新たな可能性が生まれ、観光分野の開拓につなげることで地域のさらなる創生を実現させる。

【自立性】

- ・町、商工会、JA、社会福祉法人、町内商工業者等による雇用創出協議会を設置予定。設立当初は交付金を活用して活動運営の財源を確保するが、交付金期間の経過後には、協議会の事業者によるコンソーシアム方式として負担金による運営を目指す。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
鷹栖産米の出荷量	32,000kg	34,000kg	36,500kg
地域ブランド確立 数	0 品目	0 品目	3 品目
新規参入企業数	1 社	2 社	3 社

5 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を地方創生担当部署（総務企画課）が取りまとめ、総合戦略策定委員会を構成する外部有識者の関与を得ながら、検証結果の報告をまとめる。必要に応じて、地方版総合戦略の見直しを行うなど、将来的な方針に反映させる。検証結果については、町HP、広報紙にて公表する。

6 交付対象事業に要する費用

①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 33,908 千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3ヵ年度）

8 その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

（1）新規開業者支援事業

事業概要：町内で新たに起業する方に対し、店舗等の建築費用及び空き家等の改修費用の一部を助成し、町内商工業の活性化を図る。

事業主体：北海道上川郡鷹栖町

事業期間：平成28年度～31年度

（2）雇用促進対策事業

事業概要：町内在住者または新規雇用により町内に在住する者を、町内

の中小企業者等が雇用した場合、人件費の一部を助成。また、
雇用上必要な資格取得の経費の一部を助成

事業主体：北海道上川郡鷹栖町

事業期間：平成 25 年 4 月～

(3) 企業立地推進事業

事業概要：町内の企業立地を推進するため、町内に事業場を設立する者
に対し、土地取得や事業場設置等に係る費用の一部を助成。

事業主体：北海道上川郡鷹栖町

事業期間：平成 26 年 4 月～

(4) 新規就農者確保対策事業

事業概要：町内で新たに就農する者に対し、就農研修や実習、資格取得
等に関する費用を助成し、新規就農者の確保を目指す。

事業主体：北海道上川郡鷹栖町

事業期間：平成 14 年 4 月～

(5) 中小企業融資事業

事業概要：町内商工業者の経営安定や設備の近代化に必要な資金を融通
し、中小企業の健全な育成発展を支援する。

事業主体：北海道上川郡鷹栖町、金融機関、北海道信用保証協会

事業期間：平成 14 年 4 月～

(6) 販売活動促進事業

事業概要：町内の事業者が、自らの商品の販売を P R する経費の一部を
助成。

事業主体：北海道上川郡鷹栖町

事業期間：平成 27 年 4 月～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

毎年 3 月末時点の K P I を地方創生担当部署(総務企画課)が取りまとめ、
総合戦略策定委員会の外部有識者による評価を実施する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年3月末時点のKPIを取りまとめたうえで、6～7月に総合戦略策定委員会を開催し評価を実施する。KPIの達成状況を踏まえたうえで、事業内容の精査、ケースによっては総合戦略の見直しを実施し、事業を促進させる。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

各年度の評価終了次第、町HP及び広報紙により評価の結果公表する。